

四日市公害裁判の今日的教訓

野呂汎弁護士のお話から



2015/5/16
名古屋市
本山「生
活文化会
館」にて

5月16日、CANは、総会記念講演会を開催しました。講師は、四日市公害裁判の原告弁護団事務局長を勤められた野呂汎弁護士。四日市公害裁判は、大資本を相手の公害裁判で、被害者である市民が勝利し、その後の日本の環境政策に大きな影響をあたえた歴史的裁判です。野呂汎弁護士は、日頃「野呂さん」と親しみをこめて呼ばれています。当時、青年弁護士として大資本と真正面から対峙した野呂さんも今や80代半ば。額にしわが増えても精神は青年そのもの。今も市民と共に現場にあり、権利を守る戦いの塹壕に身を置き続けているからでしょうか。野呂さんのお話を聞いて、40数年前の四日市公害裁判の教訓を学び直しました。

CAN レポーター 大村昌宏

語り部として

今日は「語り部」としてお話しをさせていただくと野呂弁護士。「私は学者ではありませんから、パワーポイント等は使用しません。」

「フェイス・トゥ・フェイス」一方的に報告するのではなく、皆さんとの対話をしながら話しを深めていきたいと思います。三重県では、この語り部活動を進めています。愛知県では今日が初めてということになります。

以下、野呂弁護士のお話し（要旨）

大学卒業後、新聞記者を経て弁護士となり総評弁護団に入りました。東海労働弁護団として名古屋に来ていて四日市の被害者のみなさんから相談を受けたのが始まりです。



「国策」とコンビナート

当時、日本においてはエネルギーの大転換が行われていました。石炭から石油へ。三井三池炭鉱の労働争議もこんな背景がありました。四日市では、国策としてコンビナートが作られ、このコンビナートから吐き出される煙が市民の命と健康を奪っていくことになりました。

とりわけ海軍燃料廠の跡地に作られた第一コンビナートと隣接する塩釜地区の被害は深刻でした。塩釜地区は、鈴鹿川沿いにある風光明媚な住宅街でした。そこを第一コンビナートの工場群から吐き出される亜硫酸ガスなどの汚染ガスが襲いました。経済優先の国策が深刻な健康被害をもたらしたのです。

「被害に始まり、被害に終わる」

被害者の相談を受けて、裁判を起こすに際し、原告を塩釜地区の9名に、被告を第一コンビナート6社に絞りました。公害裁判の場合、原告を大規模にする場合も多いのですが、四日市では、原告をしぼり、早期解決をめざしました。公害裁判では、被害に始まり、被害に終わるといいます。

被害者は、被害地域に住み、被害を受け続けているのです。早期の解決が望まれました。

医師の協力と公衆衛生データ

近くの県立病院の公衆衛生データが役立ちました。被害者は、この病院に通っており、そのデータが被害の深刻さを実証したのです。医師のみなさんの協力がありました。その他、各分野の研究者、学者の協力をいただきました。

まさに総力戦でした。

「共同不法行為」

第一コンビナートは、6社（昭和四日市石油、三菱油化、三菱モンサント化成、三菱化成工業、中部電力、石原産業）で構成されていました。どこの工場の煙が誰に被害をもたらしているのか、個別に実証することは不可能です。そこで使ったのが「共同不法行為」の概念です。第一コンビナートの6工場の排煙が深刻な被害をもたらしているとしましたのです。

裁判長も現地調査に出向き、汚染された空気を一緒に吸いました。今思うに、裁判官も被害者であったのでは。「国益」「経済優先」の結果、生きる上で欠かせない空気が汚染され続けている。住民は健康を奪われ、死者まで出ているのです。

優先すべきは命・健康

提訴から5年、1972年三重地裁は、住民の全面勝訴の歴史的判決を下しました。

判決には次のような文言が書かれています。「人間の生命・身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術・知識を動員して防止措置を講ずべきである。」そう最優先は命・健康であり、国策でも経済ではありません。

判決後、直ちに各社に対し直接交渉を行いました。原告のみならず被害者全体への謝罪と救済を求めました。結果、控訴しないことを約束させ、全公害被害者の救済についての要求についても交渉に応じること、住民代表や科学者たちの立入調査を認めるなどを誓約させました。

この裁判の審理、そして判決を契機に、亜硫酸ガスの総量規制の導入、公害健康被害補償法も制定、被害者の救済が強化されました。

3. 11 フクシマ

四日市には、この戦いによって青空が戻りました。また環境法制も整備されました。しかし新た

に自動車による二酸化窒素による汚染が深刻化していきました。新たな戦いが必要になったのです。

そして 3.11 福島第一原発事故。今度は放射性物質による深刻な汚染。四日市公害裁判の判決の教訓「世界最高の技術、知識」を動員して防止措置を講ずべき」は活かされたでしょうか。否、「国策」「経済優先」でこの対策は怠られました。

今日は、フェイス・トゥ・フェイスの語り部としてお話しさせていただきました。「生存権」を守る戦いは、今日的なものです。四日市公害裁判の教訓を活かしていただきたいです。



四日市公害裁判当時の野呂弁護士